

## 令和3年度第1回北栄町下水道使用料審議会

日時 令和3年9月14日(火)午後1時30分～

場所 北栄町役場大栄庁舎3階 第1委員会室

1 町長あいさつ

2 委員紹介

3 会長及び副会長の選出

(会長: , 副会長: )

4 会長あいさつ

5 町長諮問

6 日程説明及び今後の審議会運営について

7 報告

(1)北栄町下水道事業の概要について

(2)質疑応答

8 協議

(1)基本的事項について

9 次回審議会の日程について

令和 3 年 月 日( ) 時 分から

10 閉会

## 北栄町下水道使用料審議会委嘱者名簿

(順不同)

氏 名	所 属	役 職 等
み ぶね よし ひこ 御 船 美 彦	江北自治会 (※天神処理区)	自治会長
お しま じゅん いち 尾 嶋 準 一	西新田場自治会 (※北条処理区)	自治会長
かき もと まこと 柿 本 誠	田井自治会 (※北条処理区)	自治会長
い とう ひろし 伊 藤 博	由良宿5区自治会 (※大栄処理区)	自治会長
おお はし え り 大 橋 絵 里	由良宿6区自治会 (※大栄処理区)	自治会長
どう まえ みどり 道 前 緑	鳥取短期大学	生活学科 教授
たか はし よし ひろ 高 橋 義 博	(公財)鳥取県天神川流域下水道公社	事務局長
つの だ よし お 角 田 芳 夫	北栄町商工会	理事
とく やま くに こ 徳 山 邦 子	北栄町女性団体連絡協議会	副会長
いい だ みち お 飯 田 道 雄	公募委員	

## 6 日程説明及び今後の審議会運営について

### (1) 審議会の開催(3～4 回程度)

### (2) 開催回ごとの主な協議事項

- 第 1 回 ・下水道事業概要説明
  - ・使用料の基本的事項(考え方)の協議
- 第 2 回 ・使用料の適正なあり方に係る基本事項の整理
  - ・改定案の協議
- 第 3 回 ・改定案の協議
  - ・答申案の協議
- 第 4 回 ・答申案の決定

### (3) 町民への経過説明

- 会議概要の町ホームページ掲載
- 答申の広報掲載

### (4) 条例化及び予算反映

- 答申を受け、町で精査検討。
- 議会へ条例改正の提案。
- 予算への反映
- ※時期については、答申を受け、町で決定。

### (5) 料金改定

- 条例改正後、町民への周知(広報、ホームページ等)
- 最初の納付書配布にチラシ添付

## 7 報告

### (1)北栄町下水道事業の概要

#### ① 北栄町下水道事業の経過

北栄町では、特定環境保全公共下水道事業として、天神川流域下水道関連の江北処理分区、北条処理区及び大栄処理区、北条島地区農業集落排水処理事業の4処理区と個別処理の合併処理浄化槽事業で下水処理を行っています。

天神川流域下水道事業は、鳥取県が事業主体となり、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管渠の整備を行い処理場の運営を鳥取県天神川流域下水道公社が行っています。江北処理分区において平成元年から供用し、北条処理区は、旧北条町の江北処理分区を除く区域を処理区として平成7年に事業着手し、平成12年に供用開始をしました。大栄処理区は、旧大栄町を処理区として平成3年に事業着手し、平成8年に供用開始をしました。全ての処理区において管渠整備は、平成25年度をもって完了しています。

農業集落排水処理事業は、旧北条町の島地区を処理区として、平成9年から供用しています。

上記以外に、個別処理として、合併処理浄化槽事業で整備した浄化槽が供用されています。

#### ② 各事業計画の概要(平成30年3月計画変更)

項目	江北処理分区	北条処理区	大栄処理区	北条島地区	合併処理浄化槽
目標年次	平成35年度	平成35年度	平成35年度	平成8年度	—
計画面積	63ha	195ha	306ha	8ha	—
計画人口	2,108人	4,708人	7,015人	330人	275人
処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	1,287	2,400	4,200	89.1	—

※江北処理分区の処理能力は、次の式により按分して算出

$$\text{天神処理区全体の処理能力 } 32,000 \text{ m}^3/\text{日} \times \frac{\text{江北処理分区計画人口 } 2,108 \text{ 人}}{\text{天神処理区計画人口 } 52,410 \text{ 人}}$$

### ③ 整備状況

下水道事業は、衛生的な生活環境の推進と公共用水域の水質保全を目的に、終末処理場と管渠整備を進めてきました。それぞれの処理区ごとの整備状況は次表のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

	江北処理分区	北条処理区	大栄処理区	北条島農集排	合併処理浄化槽	合計
区域内人口(人)	2,224	4,816	7,191	227	153	14,720
整備人口(人)	2,224	4,816	7,191	227	153	14,720
普及率(%)	100	100	100	100	100	100
水洗化人口(人)	2,203	4,356	6,433	226	148	13,438
水洗化率(%)	99.1	90.4	89.5	99.6	96.7	91.3

### ④ 建設事業の状況

下水道事業は、令和2年度末までに約 286 億円の事業費をかけ、処理場、中継ポンプ場および管渠の整備を進めてきました。

#### ・建設事業費

(単位:百万円)

	合計	処理場	ポンプ場	管渠	その他
R2 末まで	28,656	5,456	237	22,719	244

#### ・財源内訳

(単位:百万円)

	合計	国庫補助金	地方債	町費	受益者分担金
R2 末まで	28,656	9,915	16,380	1,692	669
割合	100%	34.6%	57.2%	5.9%	2.3%

### ⑤ 受益者分担金制度(令和2年度末現在)

地区	300 m <sup>3</sup> 以下	300 m <sup>3</sup> 超 500 m <sup>3</sup> 以下	500 m <sup>3</sup> 超 700 m <sup>3</sup> 以下	700 m <sup>3</sup> 超 1,000 m <sup>3</sup> 以下	1,000 m <sup>3</sup> 超
旧北条町	485 円	390 円	290 円	195 円	95 円
北条島地区農集排	300,000 円/戸				
旧大栄町	200,000 円/戸				
合併処理浄化槽	100,000 円/戸				

⑥ 起債償還状況

(単位:千円)

区分	H30	R元	R2	R3	R4
元金	723,222	722,058	743,842	760,515	760,718
利息	186,392	168,992	152,379	136,253	120,556
合計	909,614	891,050	896,221	896,768	881,274
未償還残高	9,539,401	8,854,143	8,130,202	7,406,787	6,646,069

区分	R5	R6	R7	R8	R9
元金	745,084	720,698	699,966	671,076	637,846
利息	105,493	91,520	78,894	67,169	56,252
合計	850,577	812,218	778,860	738,245	694,098
未償還残高	5,900,985	5,180,287	4,480,321	3,809,245	3,171,399

(H30～R3 は実績値、R4 年度以降分の新規借入分は含んでいない。)

⑦ 使用料の基本的考え方

一般に国や自治体の提供するサービスは、税によって賄われるものです。しかし、サービスと受益が明確に対応する事業にあつては、住民間の負担の公平という見地から、利益を受ける者が使用料を負担するという考え方が前提となります。

下水道事業の場合は、下水道法第 20 条第 1 項で、「条例の定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収できる。」と規定されており、使用料徴収の範囲及び方法の基本的事項については、下水道法第 20 条第 2 項に明示されています。

【下水道法】

(使用料)

第 20 条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 省略

下水道事業の推進と適切な維持管理は、国や町の責務であること、一方で使用者は下水道整備により生活環境改善等の利益を受けることや水質汚濁の原因者であること等を踏まえて、国、町及び使用者の適正な費用負担が必要です。

このような下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的に「雨水に係るものは公費」で、「汚水に係るものは私費」で負担するものとされています。ただし、汚水に係る費用のうち一定のものは、下水道の公共的役割を踏まえ、公費負担として整理されています。

#### 【公費と私費の負担区分とその財源の現状】

公費・私費の負担区分に基づき、適正な使用料が算定・徴収される必要がありますが、実際には、下水道を取り巻く環境は厳しく、人口減少や節水機器等の普及に伴い使用料収入の減少が見込まれる一方で、事業開始当初に整備した資産が耐用年数を迎え、修繕や更新に係る費用の確保が必要となってきており、必ずしも私費負担部分の全部が使用料で賄われているわけではないのが現状です。

支出	私費負担部分		公費負担部分
	収入	使用料収入	基準外繰入金
			基準内繰入金
		一般会計繰入金	

#### 【使用料金体系(税込)】

- ・基本料金+超過料金
- ・2か月分の排除汚水量(上水道使用量)を2で除して算定

	下水道使用料	
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,679円
超過料金	10 m <sup>3</sup> 超 1 m <sup>3</sup> 当たり	243.1円

※下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業…同一料金体系を採用

1ヶ月当たり 30 m<sup>3</sup>使用した場合の使用料金

基本料金(10 m<sup>3</sup>まで) 1,679円

超過料金(30-10 m<sup>3</sup>)×243.1円=4,862円

合計 6,541円(税込)

## 【使用料改定の経過】

(税込)

時期	旧北条町	旧大栄町
平成9年度		基本料金 2,000 円(20 m <sup>3</sup> /2 月) 超過料金 130 円/m <sup>3</sup>
平成10年度	基本料金 1,380 円(10 m <sup>3</sup> /月) 超過料金 10 m <sup>3</sup> 超~20 m <sup>3</sup> 135 円/m <sup>3</sup> 20m <sup>3</sup> 超 130 円/m <sup>3</sup>	
平成16年度		基本料金 2,520 円(20 m <sup>3</sup> /2 月) 超過料金 157.5 円/m <sup>3</sup> 《改定率 22.5%引上》
平成18年度 北栄町		基本料金 2,520 円(20 m <sup>3</sup> /2 月) 超過料金 157.5 円/m <sup>3</sup>
平成22年度		基本料金 2,835 円(20 m <sup>3</sup> /2 月) 超過料金 178.5 円/m <sup>3</sup> 《改定率 13.0%引上》
平成25年度		基本料金 3,142 円(20 m <sup>3</sup> /2 月) 超過料金 210.6 円/m <sup>3</sup> 《答申改定率 15.7%引上》 ↓ ※H26.4.1~消費税改正(5%→8%) 《改定率 12.7%引上》
平成29年度		基本料金 3,358 円(20 m <sup>3</sup> /2 月) 超過料金 243.1 円/m <sup>3</sup> 《改定率 11.1%引上》 ※R元.10.1~消費税改正(8%→10%)

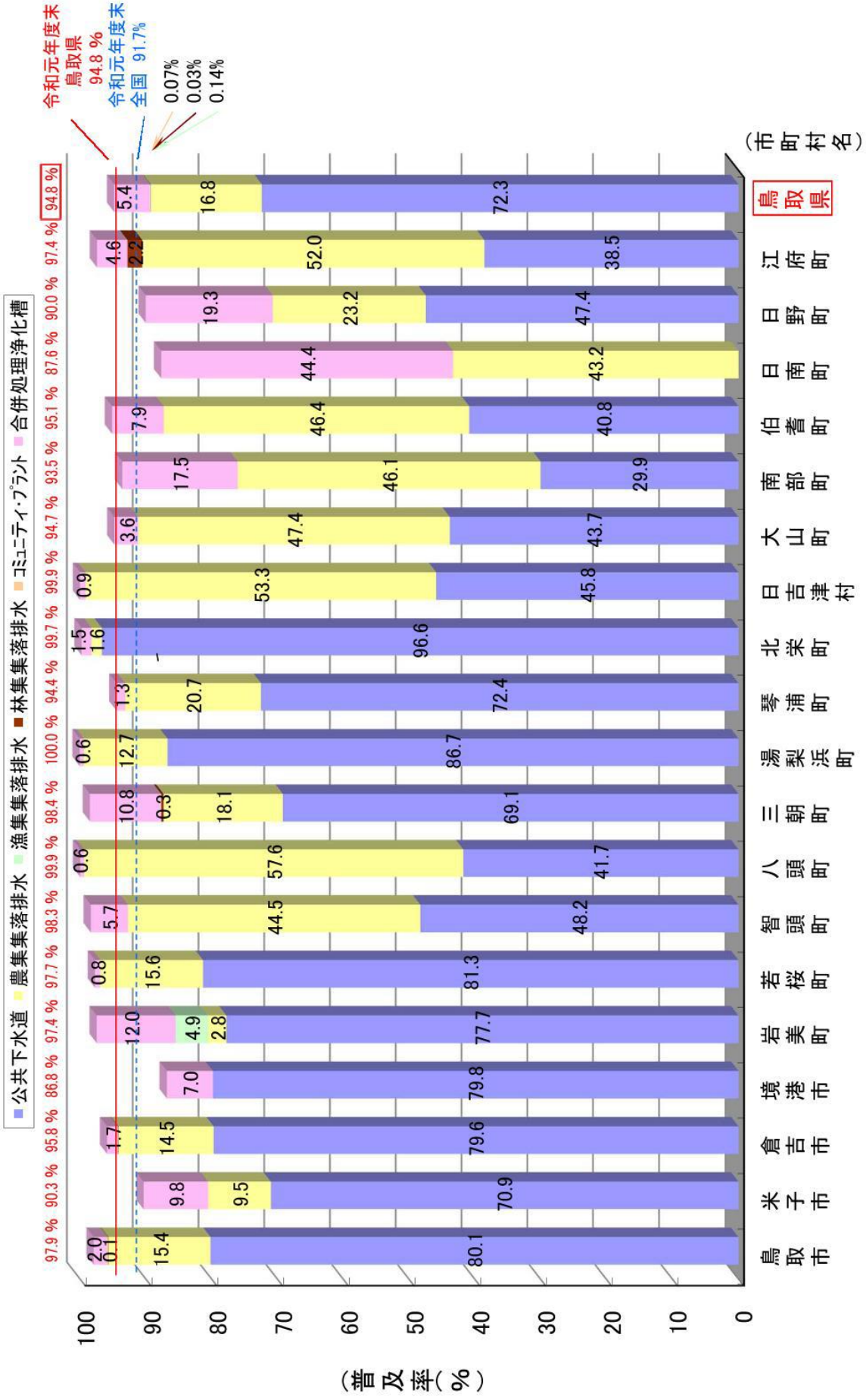
※平成29年10月1日以降、下水道使用料が毎月徴収となりました。

過去の経過と比較しやすいよう、ここでは2か月分の料金表示をしています。



# 令和元年度末 鳥取県 生活排水処理施設別普及率(市町村別)

R2. 3. 31現在

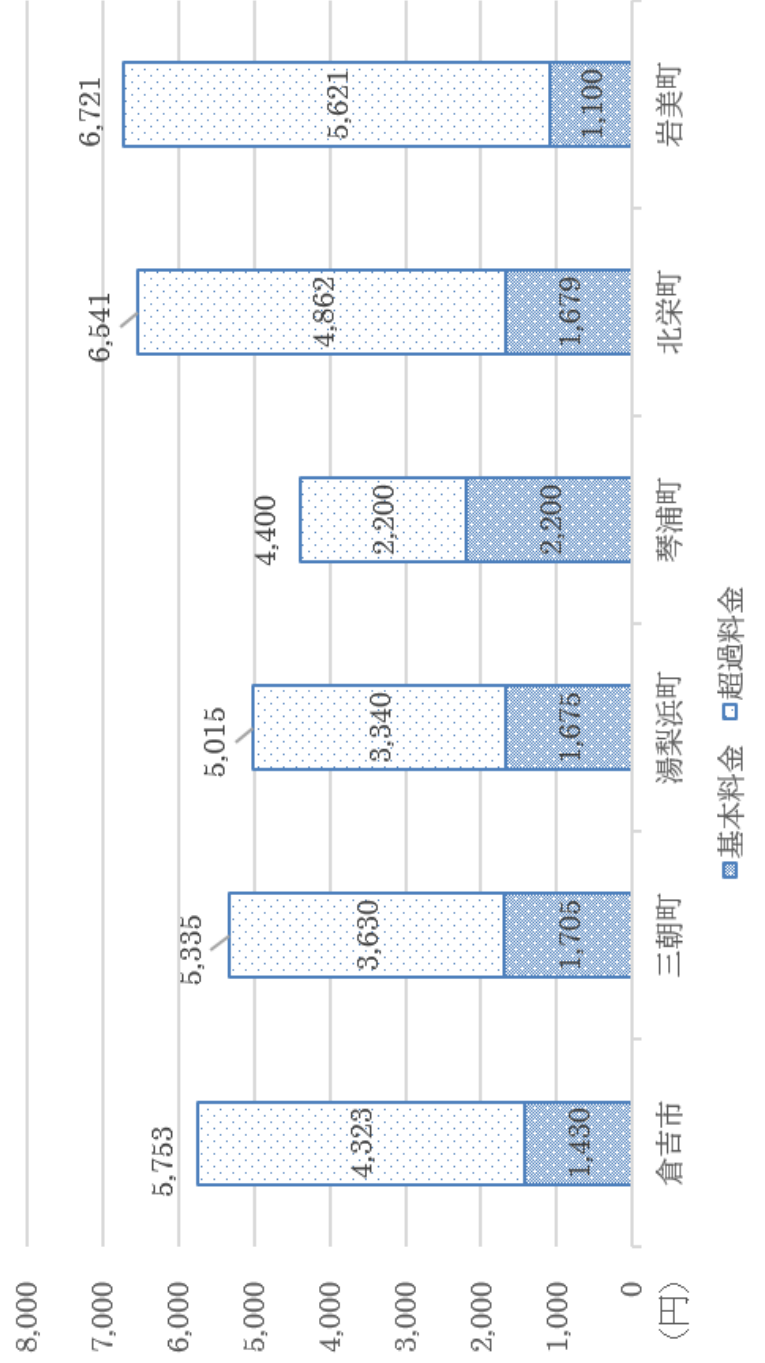


※鳥取県:全19市町村(4市14町1村) ⇒ 生活排水処理施設普及率94.8%(R1年度末)。

○令和2年度 下水道使用料体系比較表(税込)

	北栄町	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	岩美町
基本料金	~10㎡ 1,679円	~10㎡ 1,430円	~10㎡ 1,705円	~10㎡ 1,675円	一般家庭 1戸当たり 2,200円	~20㎡ 1,100円
超過料金等	10㎡超 243.1円	~20㎡ 210.1円 ~50㎡ 222.2円 ~100㎡ 240.9円 ~250㎡ 264.0円 ~1000㎡ 275.0円 1000㎡超 284.9円	~50㎡ 181.5円 50㎡超 187.0円	10㎡超 167円	一人当たり 550円	0~20㎡ 180.4円 ~50㎡ 201.3円 ~100㎡ 215.6円 100㎡超 148.5円

一般家庭の1か月の使用料(税込、4人家族、30㎡使用)



## 8 協議

### (1) 基本的事項について

#### 【前回答申の要旨】H29.1.12 答申

- 1 平均改定率を 11.1%改定されることが適当である。
- 2 改定時期は、平成 29 年度とする。ただし、実施にあたっては、町民への周知徹底の期間を設けること。また、今後の改定は、平成 40 年代には資本費回収率 100%を目指しつつ、適正な使用料単価となるよう3年毎に検討を行うこと。

#### ※付帯意見

- ・ 水洗化率の向上
- ・ 収納率の向上
- ・ 維持管理費の縮減

#### 【答申までの確認事項】

- 1 使用料改定の時期及び周期  
《令和 4 年度使用料分からの改定とし、3 年毎に見直しをする。》
- 2 使用料の統一  
《下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業とも統一料金とする。》
- 3 料金体系  
《使用水量により、基本料金及び超過料金制を採用する。》

○北栄町下水道使用料審議会条例

平成20年3月25日

条例第5号

改正 平成22年3月25日条例第2号

平成24年3月28日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、北栄町下水道使用料審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、適正な公共下水道、農業集落排水施設及び合併浄化槽の使用料について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、下水道の適正な使用料に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。